

開 会

会長あいさつ

[事務局] ただ今から議事に入ります。

[議 長] 報告事項(1)平成 23 年度の情報公開運用状況について、事務局から説明願います。

[事務局] 本日のレジュメに資料として「制度の運用状況報告」と題した資料を配付しておりますので、ご参照ください。

はじめに年度別の開示状況がありますが、平成 23 年度は 5 件の開示があり、内訳は全部開示が 3 件、一部開示が 2 件となっております。

次に、この 5 件の請求件名を請求年月日の古い順から並べた表があります。請求の内容は、「建築概要書の開示」が 3 件、市などの「損害保険契約証券の写しの開示」が 2 件となっております。

なお、損害保険契約証の一部に伊達市情報公開条例第 10 条で非開示情報とされている個人に関する情報氏名及び住所が記載されているため、決定内容は一部開示となっております。

本日、お配りしました資料の最後ページ、最終ページから 2 枚目のページに実際に開示したものを添付しております。これは、(2)平成 23 年度開示状況の一番下にある「伊達市を契約者とする損害保険契約の証券の写し」として開示されたものの一部です。

次に、伊達市個人情報保護制度の運用状況ですが、今年度は確認申請の図面等の開示が 1 件ありました。「A 氏・S 氏宅」となっていますが、これは二世帯住宅であります。

確認申請の図面は個人の財産であることから個人情報の開示ということになっておりません。

個人情報の開示請求は、過去に平成 19 年、14 年に各 1 件ずつあり平成 23 年度を含めると 3 件になりますが、不服申立てや訂正請求はこれまでありませんでした。次に、「伊達市情報公開・個人情報保護審査会のあらまし」というタイトルで、当審査会の概要等をまとめた資料がございますが、これにつきましては後ほどご覧頂きたいと思っております。次に(3)その他として、お手元の資料に「個人情報の適切な共有について」という消費者庁からの事務連絡がありますが、これは、本年 1 月に札幌市で 40 代の姉妹が孤独死で発見された事件に端を発し、生活に困窮した方や障害者などが孤立死で亡くなるという事件が各地で発生したことから関係機関と連携をとり適切な個人情報の共有について務める旨の通知がありました。

その他、「別紙」として関係省庁からも同様の通知がありましたので参考として委員の皆さまに配布させて頂きました。

報告については以上でございます。

[議 長] 事務局からの報告事項について何かございますか。

[委 員] 生活弱者の関係は、確かにそのとおりだが、私も何度か「オレオレ詐欺」の電話がかかってきたことがあり、この経験からも個人情報の取り扱いは大変難しいと感じている。

[委 員] 個人情報の取扱いは、今後慎重な対応が必要になってくると思います。そういったことからこの審査会は重要になってくると思います。

[議 長] その他に何かございますか。

特に無いようですので、以上で、本日の審査会を終了いたします。

閉 会